

東京都廃棄物条例・東京都廃棄物規則 一段対照表(排出事業者の報告に係る条文抜粋)

(傍線の部分は平成十七年三月改正部分)

<p>東京都廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)</p>	<p>東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)</p>
<p>(事業者の産業廃棄物の減量及び適正処理に係る報告等)</p> <p>第十四条 産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、その産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、各事業場ごとに、産業廃棄物管理責任者を選任しなければならない。</p>	<p>(産業廃棄物管理責任者の選任等)</p> <p>第三条 条例第十四条第一項の規定による産業廃棄物管理責任者の選任は、当該事業場から排出される産業廃棄物の処理に関する権限を有する者であつて、産業廃棄物の処理について十分な知識を有するもののうちから行わなければならない。</p> <p>2 前項の産業廃棄物管理責任者は、当該事業場から排出される産業廃棄物の減量のための取組及び処理の状況を常に把握し、必要と認めるときは、その処理の方法等について改善のための措置を講じなければならない。</p> <p>(平一二規則一四二・旧第三十条繰上・一部改正、平一七規則五〇・旧第四条繰上・一部改正)</p> <p>(特定排出事業者)</p> <p>第四条 条例第十四条第二項の規則で定める者は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 日本標準産業分類(平成十四年総務省告示第百三十九号)にいう建設業を営んでいる者であつて資本金が三億円を超えるものの</p>
<p>2 前項に規定する事業者のうち、その事業活動によって多量の産業廃棄物を排出する可能性のある者又は人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物を排出する可能性のある者として規則で定める者(以下「特定排出事業者」という。)は、排出する産業廃棄物の減量及び適正な処理を図るために講じている取組のうち規則で定める事項を、毎年一</p>	

回、知事に報告しなければならない。

二 日本標準産業分類にいう製造業を営んでいる者であつて従業員数が三百人以上の工場を都内に有するもの

三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院を営んでいる者

四 前三号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者

（平一七規則五〇・旧第五条線上・一部改正）

（特定排出事業者による報告）

第五条 条例第十四条第二項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業場における産業廃棄物処理の概要

二 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る管理体制に関する次に掲げる事項

イ 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る経営上の方針

ロ 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る総括的な責任を担う組織の設置及び取組の状況

ハ 産業廃棄物管理責任者の役職及び役割

ニ 従業者の教育訓練の実施状況

ホ 産業廃棄物処理に係る監査の実施状況

三 関連事業者（子会社、下請事業者、特定排出事業者に定期的に物品等を納入する者等をいう。）に対する産業廃棄物の減量及び適正な処理の普及、支援等の取組事項

四 産業廃棄物の減量及び適正な処理に係る情報の発信に係る取

組事項

五 産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において、処理を委託した産業廃棄物の適正な処理を確保するために取り組んでいる内容として、次に掲げる事項

イ 産業廃棄物の処理の委託先を選定するときに確認している事項

ロ 産業廃棄物の処理の過程において当該産業廃棄物に関して確認している事項

ハ 産業廃棄物の処理の委託に係る費用の支払い方法

ニ 委託契約締結後において、委託先に係る産業廃棄物の適正な処理を行い得る状態が維持されているかを判断するために確認している事項

六 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための取組事項

七 産業廃棄物の再生状況

ハ 再生資源の利用状況

2 条例第十四条第二項の規定による報告は、毎年四月一日現在の状況をその年の六月三十日まで、別に定める様式により行うものとする。

3 条例第十四条第三項及び第五項の規定による公表の方法その他必要な事項は、別に定める。

(平一七規則五〇・追加)

3 知事は、前項の規定による報告の内容を公表するものとする。

4 知事は、特定排出事業者が正当な理由なく第二項の規定による報告を怠っているときは、期限を定めて、当該報告を行うべき旨

を勧告するものとする。

5 知事は、特定排出事業者が前項の規定による勧告に正当な理由なく従わなかったとき、又は虚偽の報告をしたときは、その旨を公表することができる。

6 知事は、前項の規定による公表をしようするときは、第四項の規定による勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第五条の二 条例第十四条第六項の意見を述べ、証拠を提示する機会(以下「意見陳述の機会」という。)におけるその方法は、知事が口頭であることを認めた場合を除き、意見及び証拠を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出して行うものとする。

2 知事は、勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し意見陳述の機会を与えるときは、意見書の提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、当該勧告を受けた者又は虚偽の報告をした者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

一 公表しようとする内容

二 公表の根拠となる条例の条項

三 公表の原因となる事実

四 意見書の提出先及び提出期限(口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

3 前項の規定による通知を受けた者(以下「当事者」という。)(又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事に対し、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の

変更を申し出ることができる。

4 知事は、前項の規定による申出又は職権により、意見書の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

5 知事は、当事者に口頭による意見陳述の機会を与えたときは、当事者又はその代理人の陳述の要旨を記載した書面を作成するものとする。

6 代理人は、その代理権を証する書面を、意見書の提出期限又は出頭すべき日時までに知事に提出しなければならない。

7 知事は、当事者又はその代理人が正当な理由なく意見書の提出期限内に意見書を提出せず、又は出頭すべき日時に口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第十四条第五項の規定による公表をすることができる。

(平一七規則五〇・追加)

7 前各項に規定するもののほか、特定排出事業者に係る報告及び公表に関して必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例二九・旧第四十八条繰上・一部改正、平一七条例八八
・一部改正)

附 則 (平成一七年条例第八八号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条及び第十四条の改正規定、第十四条の次に三条を加える改正規定並びに第十四条の改正規定は、平成十七年九月一日から施行する。